

わたしは、第27号から第31号までの請願に採択に賛成の立場で意見をのべます。

過去の議事録を読んでいましたら、ポートピアの環境整備費として町に2400万円のお金が入ってくるということに関して、納口議員が興味深いことをおっしゃっていました。

「ポートピアがくると2400万円町にはいるといいますが、そのほとんどが町民の懐からでてくるものでないかと思えます。」と述べられています。ポートピアに地元の住民が何人ぐらい賭け事に行くかを、想定された全体の客数から津幡町民の参加率をかけて町民の客数を出し、その掛け金の総金額を引き出し、それに対する配当金と胴元に入る金額を計算すると環境整備費の2400万円のほとんどが、津幡町民の懐からでることになるのではないかというようなことを話されていました。

また、宮本議員は、インターネットで競艇と不労所得を検索したら、「なぜ、今競艇なのか……。それはある意味で、初心者もプロと呼ばれる人たちも同じスタートラインにたったといえるからです。」書かれていたと述べています。ポートピアでのギャンブルの仕方が初心者にも優しく簡単で、そして他の公営ギャンブルに比べて的中率が高いということであり、ギャンブルのプロでなくとも、ポートピアは初心者にも親しみやすいということだと思えます。このことは、普段ギャンブルと接点のない人間たちをも巻き込みやすいということです。

しかも、今はコンピューター化によって、瞬時に全国での競艇ギャンブルの情報が分析され、当たるとその場で配当金を手にすることができます。このオンライン化によってポートピアが今、わたしたちの生活の様々なところでひんぱんに顔をのぞかせています。インターネットや携帯でも賭けることができる競艇ギャンブルです。その上に、さらにポートピアを建てたいという、その理由は为什么呢。

ポートピアにやって来るお客の年齢層は、これはわたしが感じたことですが、60代ぐらいから上で、その年齢層は高いと見受けられました。この年代はインターネットに慣れていない人が多いのです。競艇ギャンブルの売上げは平成3年、4年あたりをピークにどんどん下がりに続いています。売上げを上げるためにポートピアを増やし、売上げを上げたいというのが、このたびのポートピア設置の目的でしょう。お年寄りが、ねらわれています。

ポートピア梅田の発売機には、50枚までお札が入ります。現金をいれて、賭けたカードを手にし、もし当たれば、そのカードを同じ機械に入れると、生の現金が払い戻し金として出てくるのです。このようにして、当たればその場で何倍かの現金を手に入れることができるのですから、年配の人でなくても、若者でも、ポートピアの館内に入ったら賭けたくなるかもしれません。ギャンブルは個人の嗜好品のようなものだから、ギャンブルをするもしないも、個人の問題だという意見があります。しかし、ポートピアは、今までギャンブルとは関わりの無かった人々をも巻き込んで、いつのまにかギャンブルに手を染めさせていく、とても危険な施設であるとわたしは思います。

新明解国語辞典で「射幸」の言葉を引くと「なまけ者が自力で働かず、賭博やそれに類似の行為で一攫千金を夢見ること」とあります。

わたしは「ボートピア梅田」へ5日間通いました。そこで見てきたものは未来に残していく産業というものではなく、お金に不自由な人たちの射幸心をあおって、かれらのわずかな財産を奪い取るという行為、わたしの目から見れば犯罪行為そのものです。わたしには舟券の発売機がお金を吸い取る怪物のように見えました。新しく設置されているボートピアは一見きれいで、整備されています。しかしその内部は、蝕まれている、お客の大半はなけなしのお金を奪われているというのが、わたしが視察してきて一番感じたことです。

日曜日、夜8時20分の最終レースでのことです。そのとき150人くらいの人々が残ってレースを見守っていましたが、その場で払い戻しを受けたのはわずか3人でした。でもそのひとりが何十万円という札束を払い戻されるのを150人がギラギラとした目で注視していました。だれもが心の中で明日の勝者は自分だと夢想していました。今後、地域の射幸心をくすぐられた年金暮らしのお年寄りが犠牲となるだろうし、身近でそのような人々を見ながら育っていく子どもたちにも大きな影響が与えられると考えねばなりません。津幡町にボートピアを造りこれに加担するということは、わたしにはひとつの犯罪行為と思われるべきではありません。

2006年度の、競艇場での年間売上げは、約9700億円です。このたくさんのお金がどこへどのようにして流れていくのか知りませんが、ボートピアは、津幡にも、どこにもいないとわたしは思います。

子どもたちの未来のためにも、津幡町のためにも、ボートピアを誘致してその収入で、津幡町の財源としていくという構造、あり方に、わたしは反対します。

以上、このような理由で、わたしは第27号から第31号の請願の採択に賛成いたします。